

足利事件を教訓として、改めて取調べの可視化を求める会長声明

1990年（平成2年）5月に、栃木県足利市内で発生した幼女誘拐・殺人・死体遺棄事件（いわゆる足利事件）の犯人とされ、無期懲役刑の有罪判決が確定していた菅家利和氏の再審公判において、宇都宮地方裁判所は、今月26日、無罪判決を言い渡した。

再審公判においては、菅家氏に対する取調べの録音テープの一部が再生され、取調べ担当検事が、菅家氏の言い分に耳を貸さず、誘導を行い、菅家氏を足利事件の自白に、再度、導く状況も明らかにされた。ただ、虚偽の自白をさせた警察での取調べ状況は未だ闇の中であり、菅家氏が、足利事件について虚偽の自白をしてしまった過程については、今なお不明なままである。

今回、再審判決は、足利事件について、起訴後の検察官取調べの違法性を認めた。しかし、それ以上に、虚偽自白発生のメカニズムを解明するような踏み込んだ判断までは示されていない。

今回の足利事件、その他、鹿児島志布志事件、氷見事件、いずれのえん罪事件の被害者も、捜査段階の取調べにおいて虚偽自白を行っている。何もしていないということを自ら認識している人が、なぜ虚偽の自白をするのか、その答えは、今なお、取調室という密室の暗闇の中にあるといわざるをえない。その暗闇に光を照らし、すべてを白日の下に晒さなければ、足利事件のようなえん罪事件は、決してなくなる。取調べ全過程の録画＝取調べの可視化が、今こそ実現されるべきである。

政府において、取調べの全過程の録画＝可視化導入のための改正法案を直ちに国会に提出すべきときである。一部では、同法案の国会提出は早くて2012年になると報道されているが、政権与党である民主党は、野党時代に二度可視化法案を参議院に提案し、可決された経緯がある。今になって立法化に二の足を踏むとすれば、それは、極めて不可解なことといわざるをえない。少なくとも、今後の全面可視化の実現に向けた取り組みとして、即時に全面可視化の試行を始めるべきときである。可視化なき取調べが続く限り、第二・第三の足利事件が起り得ることを、政府は決して見過ごしてはならない。

以上の次第であり、当会は、密室の取調室での自白が虚偽であることが明白となったこの度の足利事件無罪判決を受け、これを教訓とし、改めて取調べの全過程の録画＝取調べの可視化が一刻も早く実現されることを強く求める。

2010年（平成22年）年3月29日

大阪弁護士会

会 長 畑 守 人